

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 14 日

日本薬剤師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害により被災した
被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への
提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害」につきましては、厚生労働省政策統括官付医療情報基盤担当参事官室等から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、資格情報や薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 本人の同意

社会保険診療報酬支払基金より提供した、診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）
「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の
同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

2 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があること
から、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医
師等に対して直接提供すること。

3 照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医
療機関等、医師等、提供年月日、提供情報の概要等について記録する。

4 医療機関等からの照会窓口

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査事務センター（分室）
及び審査委員会事務局

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金本部 電話 03-3591-7441（代表）

- ・アクティブ化に関することについて

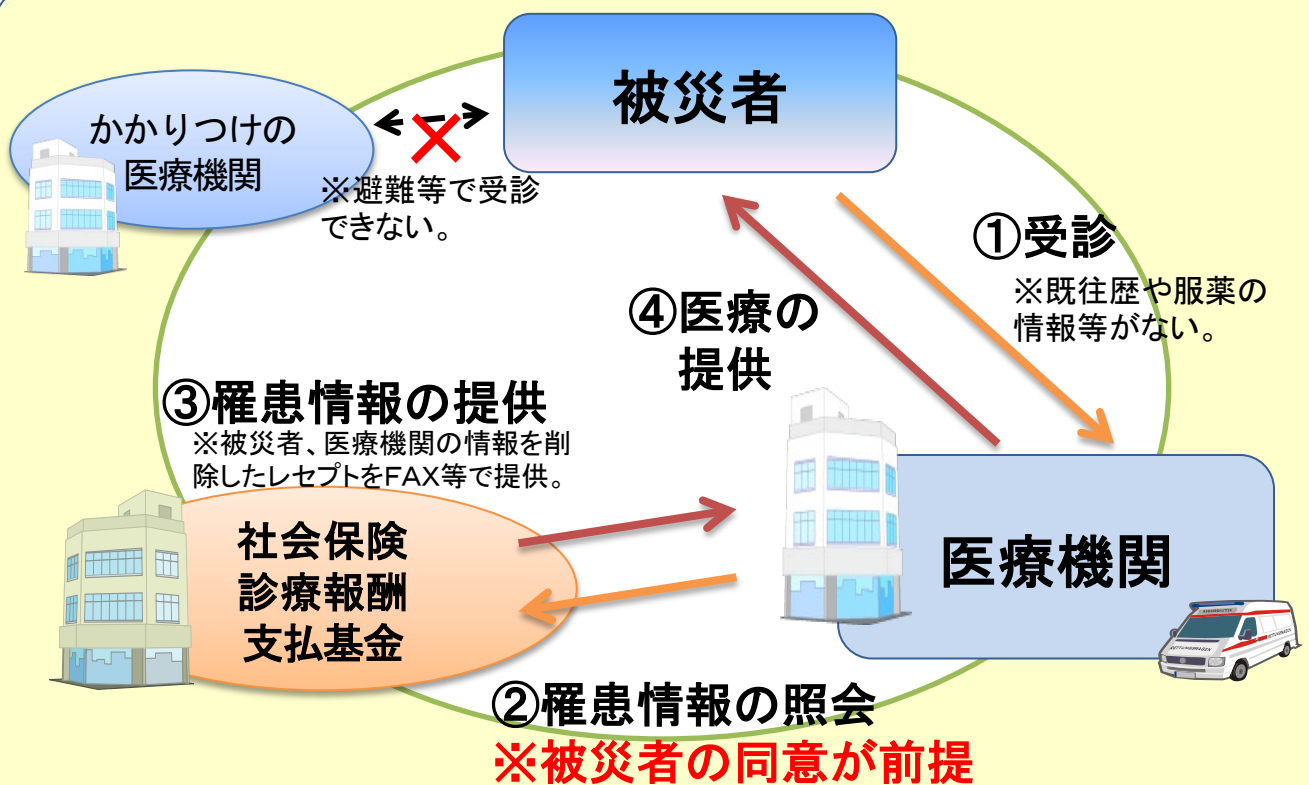
情報基盤部資格情報課 藪井

- ・第三者提供に関することについて

事業統括部中日本事業サポート課 若杉

千葉県内の保険医療機関・保険薬局の皆さまへ

- 令和8年8月13日からの大雨に係る災害により被災した医療保険の被保険者及びその被扶養者（被災者）が避難生活を余儀なくされ、かかりつけの保険医療機関等で診療が受けられない状況が生じています。
- 被災者がかかりつけでない保険医療機関等を受診した時に既往歴や薬歴の確認等が必要な場合、レセプト情報を保有する支払基金が当該情報を提供することにより、迅速な医療の提供の一助になると考えております。
- レセプトの情報の提供について被災者から同意を得た保険医療機関等から要請を受けた場合、支払基金からレセプト情報を提供することといたします。
- 個人情報の取扱いを十分に留意した上で対応します。



【照会先】

○社会保険診療報酬支払基金 千葉審査委員会事務局

平日の場合：043-241-9151（代表）

（9：00～17：30）

休日の場合：043-386-8244（事務局長 最上）

：043-386-8559（事業課 井）

（9：00～17：30）